

基準的文書 認証制度と実施の基礎	2009年11月13日	附属文書 3
---------------------	-------------	--------

## 認証制度とその実施の基礎

### 目次

1. 目的	2
2. 適用範囲	2
3. 認証基準の基楚的要素	
3. 1 持続可能な森林管理のための政府間プロセス	2
3. 1. 1 汎欧州基準と指標 (PEC&I)	2
3. 1. 2 汎欧州施業レベルガイドライン (PEOLG)	2
3. 1. 3 アフリカ熱帯森林の持続可能な森林管理のための ATO/ITTO 原則、基準、及び指標 (ATO/ITTO PCI)	3
3. 1. 4 持続可能な森林管理の ITTO ガイドライン	3
3. 1. 5 その他の持続可能な森林管理プロセスの基準と指標	4
3. 2 法律および規制	5
3. 3 国際労働機関 (ILO) 条約	5
3. 4 その他の国際条約	5
3. 5 森林管理基準に関するその他の要求事項	6
3. 6 森林認証基準	6
4. 実施のレベル	7
4. 1 森林認証	7
4. 2 CoC 認証	10
5. 森林認証制度の変更の実施	10
6. 訴訟、苦情および紛争の解決手順	11
6. 1 実施の手配に関して	11
6. 2 認証審査および決定に関して	11

(本文書は PEFC アジアプロモーションズによって翻訳されたものです。ただし、PEFC プログラムに関わる一切の文書は英語文書をもって正式文書とするので、本日本語翻訳文書はあくまでも参考文献としての利用に限ります。また、PEFC アジアプロモーションズの承諾無く、これを訂正、修正、転用することはお断りします。)

## 1. 目的

この文書「認証制度とその実施の基礎」は、各国や地域の森林認証制度が実施の上で満たすべき最低限の要求事項および規則を定める。この文書は規格の制定及びその実施の手配に関する規定を指針する。

## 2. 適用範囲

この文書は 2002 年 11 月 22 日の PEFC 評議会総会にて採択され、2003 年 10 月 31 日、2004 年 10 月 29 日、2005 年 10 月 28 日、2006 年 10 月 27 日、2007 年 10 月 5 日、および 2009 年 11 月 13 日に改正された。

この文書は、森林認証及び CoC 認証に関して求められる基本的要求事項、選択的な実施の枠組み、及び(各国)森林認証制度の文書化を対象範囲とする。

## 3. 認証基準の基楚的要素

### 3.1. 持続可能な森林管理のための政府間プロセス

#### 3.1.1 汎欧州基準と指標 (PEC&I)

ヨーロッパにおいて PEFC 評議会の是認と相互認証を申請するために使用される認証基準は、その共通の枠組みとして、現行の「欧州森林の持続可能な森林管理のための汎欧州基準および指標 (PEC&I) <sup>(1)</sup>」に準拠しなければならない。この 6 基準は、欧州森林保護閣僚会議が詳述する森林管理の経済、環境、社会的側面の中で持続可能な森林管理 (SFM) の適用範囲を定めている。汎ヨーロッパプロセスでは、各国によるモニタリング及び報告のために、27 からなる数量的および記述的指標を 1 セットとして定めた。

#### 3.1.2 汎欧州施業レベルガイドライン (PEOLG) <sup>(2)</sup>

PEOLG は、各国の国及び地域認証基準が策定、修正、改正、又は、審査される際の参考根拠である。各国認証基準は、現行の PEOLG に適合しなければならず、例えばある主題における不適合やその不適合を規準的な規則に含めることなど、ここからのいかなる逸脱も正当な理由を伴わなければならない。

### 3.1.3 アフリカ熱帯森林の持続可能な森林管理のための ATO/ITTO 原則、基準および指標 (ATO/ITTO PCI)

ATO/ITTO PCI<sup>(9)</sup> は、ATO/ITTO プロセスに参加する各国（アンゴラ、カメルーン、中央アフリカ共和国、コンゴ、コートジボワール、赤道ギニア、ガボン、ガーナ、リベリア、サントメアンドプリンシペ、タンザニア、ザイール）の国及び地域認証基準を策定、修正、改正、又は、審査する際の参考根拠である。

ATO/ITTO PCIに参加する国において策定される国レベルの認証基準は ATO/ITTO PCI に適合しなければならず、例えばある主題における不適合やその不適合を規準的な規則に含めることなど、ここからのいかなる逸脱も正当な理由を伴わなければならない。

ATO/ITTO PCIに加えて、各国の認証基準は、下記の事項が各々の国や地域に当てはまる場合、これらも対象としなければならない。

- 生物学的リスク（例えば火事）などを含む森林の健康と活力の維持、増大、およびモニタリング
- 肥料の使用
- 森林における動物の放牧（家畜動物、野生動物）によって引き起こされる被害の管理、予防
- 生物多様性の保全を目的として行う森林における古木、枯れ木、腐敗木の適切な量と質の維持

### 3.1.4 持続可能な森林管理の ITTO ガイドライン

ITTO C&I に基づく下記の ITTO ガイドラインは、天然熱帯林および人工熱帯林の管理を目的に ITTO によって策定され、3.1.3 項で述べる ATO/ITTO PC&I の対象国を除く ITTO 設立メンバー国において認証基準を作成、または、改正する際の参考根拠である。

天然熱帯林の森林管理のための森林認証基準は下記に適合しなければならない。

- 天然熱帯林の持続可能な管理のための ITTO ガイドライン (1992)<sup>(10)</sup> および、
- 熱帯生産林の生物多様性の持続可能な使用と保全の ITTO/IUCN ガイドライン (2009)<sup>(11)</sup>

熱帯天然林のための ITTO ガイドラインの上記の要求事項に加えて、熱帯天然林のための森林認証基準は PEOLG の 2.1 a)、2.2 a)、3.2 d)、6.1 a)、6.1 e)、6.2 b)の各項に適

合しなければならない。

熱帯人工森林の森林管理のための森林認証基準は、熱帯人工森林の開設と持続可能な管理（1993）<sup>(12)</sup> のための ITTO ガイドラインに適合しなければならない。熱帯人工森林のための ITTO ガイドラインの要求事項に加えて、森林認証基準は PEOLG の 2.2 b)、4.2 f)、4.2 i)、6.1 a) の各項に適合しなければならない。

PEFC 評議会の審査および承認の工程のためには、ITTO ガイドラインの規定は規準的かつ強制的なものと解釈されなければならない。

認証基準と関連 ITTO ガイドラインとの適合性からの乖離、例えば特定のテーマに関する逸脱の場合など、は明確に正当理由を示されなければならない。

### 3.1.5 その他の持続可能な森林管理プロセスの基準と指標

下記のその他の政府間プロセスは、持続可能な森林管理のための基準と関連指標を策定した。これらの基準はそれぞれのプロセスに参加する国における認証規格の策定の基礎とされるべきである（should）。

これらのプロセスは現時点においていまだ施業ガイドラインを策定していないので、申請者は PEFC 評議会による承認と相互承認の審査に先立ち、汎欧州施業ガイドラインに相当する文書<sup>(2)</sup>を提示し、これに PEFC 評議会による承認を受けなければならない。万一、そうした文書の提示と PEFC の承認がない場合、PEFC 評議会の是認と相互承認の過程においては、汎欧州施業ガイドラインが参考根拠として使用されなければならない。（付属文書 7「各国認証制度の是認及び相互承認とその改定」を参考）

これは下記の持続可能な森林管理プロセスに適用される。

- モントリオールプロセス（温帯林および北方林の保全および持続可能な管理のための基準および指標）
- 中近東プロセス、レパテリックプロセス
- アジア乾燥森林の地域イニシアティブ
- 乾燥アフリカ地帯における持続可能な管理のための基準及び指標
- タラポト提案：アマゾン河流域の森林の持続可能な管理のための基準及び指標

## 3.2 法律および規制

森林の管理や認証においては各国の国法、規制、法的措置、および政策が尊重されなければならない。認証制度は法制度に矛盾してはならず、また、明白なる法の侵犯は内部監査、外部審査において審査の対象要件とされなければならない。

## 3.3 国際労働機関（ILO）条約

持続可能な森林管理の実施に当たっては、批准の有無に関わらず改正された基本的な ILO 条約(下記)が、尊重されなければならない。

- 基本的な ILO 条約<sup>(3)</sup>とは下記である。
  - 第 29 号： 強制労働条約、1930 年
  - 第 87 号： 結社の自由および団結権保護条約、1948 年
  - 第 98 号： 団結権および団体交渉権条約、1949 年
  - 第 100 号： 同一報酬条約、1951 年
  - 第 105 号： 強制労働廃止条約、1957 年
  - 第 111 号： 差別待遇（雇用および職業）条約、1958 年
  - 第 138 号： 最低年齢条約、1973 年
  - 第 182 号： 最悪の形態の児童労働、1999 年

森林認証規格制度が運営されている国において、その国が基本的な ILO 条約を批准した場合、その要求事項はその国の法の対象範囲に含まれると考えなければならない。基本的な ILO 条約が批准されていない場合、森林管理に関連するその要求事項は認証基準の対象範囲として含めなければならない。

「林業労働における安全および健康に関する ILO 倫理規定」<sup>(4)</sup>は有用な文書として認められ、各国または地域認証基準を策定するに当たって考慮されるべきである。

## 3.4 その他の国際条約

森林管理に関連し、当該国で批准されたその他の国際条約は、法的枠組みを通じて尊重される。その様な国際条約には、生物多様性条約<sup>(5)</sup>、京都議定書、カーボンシンク<sup>(6)</sup>、絶滅のおそれのある野生動植物種の国際取引に関する条約<sup>(7)</sup>、バイオセーフティー・プロトコル<sup>(8)</sup>などがある。

国際条約で合意された要求事項は、当該国によって批准されていない場合であっても、認証基準において、PEOLG 又は、PEFC 評議会により認可されたその他の参考根拠がカバーするのと同程度に尊重される。

### 3.5 森林管理基準に関するその他の要求事項

森林管理認証の基準は持続可能な森林管理に関する下記の側面を対象範囲に含めなければならない。

- 関係森林区域に関する所有権および土地保有の取決めは、明確に定め、文書化しなければならない。同様に、法的、慣習上および伝統的な権利は、その権利を有する者の自由かつ十分な情報に裏付けられた同意なしに侵害されてはならない。ここには、当てはまる場合、弁償の提供も含まれる。権利の程度がまだ結論付けられていない場合、または、紛争中である場合は、正しく公正な解決のためのプロセスがあるものとする。その様な場合は、森林管理者は、認証の実行に関わる政策や法律が定めるプロセスおよび役割や責任を尊重しつつ、暫定的に森林管理に関わる諸決定に携わる者に有意義な機会を提供しなければならない。
- 適用されるべき森林管理の方法に関する情報を含む森林管理計画書またはそれに相当するものの纏めは、守秘業務や個人情報を除き公開される。

### 3.6 森林認証の基準

森林認証の基準には、持続可能な森林管理のための政府間基準及び指標（C&I）、或いは、関係施業レベルガイドラインにおいて記述される経済、社会、環境的機能など持続可能な森林管理に関係するすべての側面を考慮の対象として含めなければならない。その基準は、策定された当該国・地域内に存在するすべてのタイプの森林や管理システムに関連するものでなくてはならない。

認証基準は、審査可能でなければならない、かつ、異なる審査員が明瞭な検証をすることができる森林管理の目的を明確に表現しなければならない。

各国認証基準は下記を満たさなければならない。

- 現行の PEPLG 又は、ATO/ITTO PCI（ATO/ITTO PCI の対象国のみ）、または、関連する ITTO ガイドライン（ATO/ITTO PC&I の対象国を除く ITTO 設立メンバー国のみ）と合致、適合すること。これからの乖離（例えば特定の

主題からの乖離など) の場合は、それを明確に正当化できること。

- 森林管理を実行者するユニットの段階および任意選択としてマルチサイトの段階(例: グループおよび地域) で当てはまる管理や実行に関わる要求事項を含むこと。
- 国の法制を遵守することを要求すること。

基本的な ILO ア条約<sup>(3)</sup> を遵守すること。万一、同条約の要求事項が国の法体系に組み込まれている場合 (国が同条約を批准した場合などがこれに当たる)、認証基準は基本的な ILO 条約に関連する国法の遵守を要求しなければならない。

## 4. 実施のレベル

### 4.1 森林認証

認証の単位 (ユニット) は、非差別性、自主性、信頼性、対費用効果性の原則を十分に配慮して、国状に見合う形で決定される。実施レベルとしては、下記又はその組み合わせが可能である。

- A) 地域認証
- B) グループ認証
- C) 個別認証

上記のどれを選択するにしても、森林認証制度の文書上は申請者の身元、認証区域、加盟する森林所有者/管理者/その他当事者を定め、明確に示さなければならない。

認証区域のすべての関係者又は施業者は、認証の要求事項に従わなければならない。これらの遵守を確実にするために国や国内レベルで適用される諸規則や管理のメカニズムは、PEFC の承認や相互承認の過程において常に明示され、認証機関によってモニターされなければならない。

すべての個別認証を受けた関係者、又は、地域・グループ認証への加入者は、下請け業者の活動や業務が関連森林管理基準に確実に適合することに関する責任を負う。森林認証制度は、その中に下請け業者のための基準や下請け業者が地域・グループ認証に携わることに関して定める規則を含めることができる。後者の場合、下請け業者は地域認証かグループ認証のグループに加盟していることになる。

認証に関わるデータは PEFC 登録システム内部規則に従って PEFC 評議会に通知される。

## A) 地域認証

地域認証とは、地理的境界線によって区切られた区域内の森林のマルチサイト認証であり、その特定区域に対する権限を与えられた団体(申請者)がこれを申請し、個々の森林所有者やその他の当事者による自主的加盟を容易にする手段(アクセス)を提供するものである。

森林認証規格は、関係する地域レベル及び森林管理を実行するユニットレベルを対象として定められた基準を含まなければならない。地域レベルのための認証基準の評価は、認証対象となる地域全体を対象としなければならない。森林を管理するユニットのために定められた認証基準の評価のためのサンプリングは、該当する地域認証に加盟している森林所有者・管理者・その他当事者を対象としなければならない。

地域認証においては、認証を申請する団体は法主体でなければならない、該当地域の森林地域の 50%以上を管理する森林所有者・管理者を代表しなければならない。申請者は下記の責任を負う。

- すべての加盟者が認証の要求事項に適合していることを確認すること
- 認証への加盟者と認証される森林地域に関する信頼できる登録簿が保持されることを確実にすること
- 地域認証のための規則を実施すること

森林所有者・管理者・その他の当事者は、(i) 個別に署名した約束書(Commitment)によって、又は、(ii) その地域の森林所有者を代表する森林所有者団体の多数決に基づいて地域認証に加入することができる。いずれの場合にしても、加盟する所有者や管理者の森林のみを認証分として考慮しなければならないのであり、すなわち、その部分のみが認証森林として勘定され、そこから生産される林産品が認証原材料として考慮される。

森林所有者は、認証のためには該当地域内で自らが管理する全ての森林をその審査の対象としなければならない。保護区域の除外の可能性はあるが、そうした除外は国の認証制度の中に組み込むことができる。

森林認証制度は、(1)新規加盟者の加盟及び関係認証機関に対するその旨の通達、(2) 適合性の内部管理、及び修正、予防措置の事後追跡など、を含む申請者や加入森林所有者・管理者の権限及び責任体制を定めなければならない。

地域認証の場合、森林管理認証書は申請者に対して発行される(認証書の保有者)。地域

認証への加盟者は、その認証に加盟する森林所有者、管理者すべてを盛り込んだリストを記載した添付書類付きの関連地域認証書のコピー、または、その地域認証に関して認証機関または申請者が発行した個別の証明書を受け取らなければならない。

## B) グループ認証

森林所有者、森林所有者団体、または森林管理者および森林の管理に責任を負う者はグループ(マルチサイト組織)としてマルチサイト認証を申請することができる。申請者は明確に定められなければならない、また下記の責任を負う。

- グループのすべての加盟者が認証の要求事項に適合していることを確実にすること
- グループへの加盟者と認証された森林地域に関する信頼性できる登録簿の維持を確実にすること
- グループ認証のための規則を実施すること

グループ認証への加入森林地域の総面積は記録されなければならない。

森林所有者は、グループ認証のために該当するグループ認証区域において自らが管理する全ての森林をその対象に含めるべきである。

森林認証制度は、(1) 新規加盟者の加盟及び関係認証機関に対するその旨の通達 (2) 適合性に関わる内部管理、及び修正、予防措置の事後追跡など、を含む申請者やグループ加盟者の権限及び責任体制を定めなければならない。

グループ認証の場合は、森林管理認証書は申請者(認証書保有者)に対して発行される。グループ認証への加盟者は、その認証に加盟する森林所有者、管理者すべてを盛り込んだリストを記載した添付書類付きの関連地域認証書のコピー、または、そのグループ認証に関して認証機関または申請者が発行した個別の証明書を受け取らなければならない。

## C) 個別認証

個別認証を申請する森林所有者、森林管理者、または、林業団体は、PEFC 評議会が定める基本的な要求事項を満たす認証機関に直接申請しなければならない。(付属文書 6 : 認証・認定手順を参照)

認証においては、個々の森林所有者は、認証制度区域内で自らが管理する全ての森林をその認証の対象にするべきである。

各国の認証制度又は各国国内の諸認証制度は、任意による実施レベルやその実務的側面についてさらに詳細を取り決めなければならず、又、各国認証制度に当てはまる任意の選択肢から選択する権利を有する。

## 4.2 生産物 (CoC) 認証

CoC 認証は、自社商品に含まれる PEFC 認証原材料の含有に関連する PEFC の主張や宣言(ラベル使用を含む)を使用する林産品の供給者に対して求められる。

PEFC 評議会が承認する CoC 認証は下記に照らして実施されなければならない。

- (a) 付属書 1 (又はその代替として付属書 1 への PEFC 評議会付属書) を含む付属文書 4 (林産品の生産物認証－要求事項)、或いは、
- (b) 付属文書 4 (林産品の生産物認証－要求事項)、及び、この付属文書の付属書 1 (又は、その代替としての付属書 1 への PEFC 評議会付属書) に適合するものとして PEFC 評議会の承認を受けた由来に関する各国認証制度独自の定義、或いは、
- (c) 付属書 1 (又は、選択肢としての付属書 1 への PEFC 評議会付属書) を含む付属文書 4 (林産品の生産物認証－要求事項) に適合するものとして PEFC 評議会から承認を受けた認証制度独自の CoC 規格。

選択肢 (b) 及び (c) は、独自のラベルや宣言のための生産物認証規則を策定した森林認証制度についてのみ適用される。

## 5. 森林認証制度への変更の実施

定期的見直しの過程や定期的見直しに先立つ何らかの事由によって PEFC 評議会が承認する認証制度に対する変更があった場合は、該当認証制度はその変更の実施のための移行期間を決めなければならない。

移行期間の長さは変更事項の導入、関連情報の配布、関連事項に関する教育訓練、および、PEFC 評議会による承認に必要な時間を考慮して決定されなければならない。PEFC 評議会がそれ以外を定めない限り、新規認証や新規の再認証のための暫定期間は 12 ヶ月を超えてはならない。暫定期間の終了以前に発行された認証書については、変

更事項は次期サーベイランス審査の時までに実施されなければならない。

## 6. 訴訟、苦情、及び、紛争の解決手順

### 6.1 実施の手配に関して

PEFC 各国認証管理団体は、関係認証機関または認定機関による紛争解決では扱えない森林管理または CoC 認証制度の実施に関して発生する苦情を処理するための常設または臨時の独立紛争解決機関を設置し、その手順を文書化しなければならない。

### 6.2 認証審査および決定に関して

認定を受けた認証機関は紛争処理のための手順を有すること。認証の審査、発行、差し止め、回収、又は、否認について申請者と認証機関の間に発生する苦情はすべて、認証機関が実施するあらゆる種類の認証に適用されるこれらの手順に従って取り扱われる。

該当する認証に関する認定をした認定機関は、認定の要求事項の遵守に関わる苦情についての紛争や苦情を処理する。

- 
- (1) 持続可能な森林管理のための汎欧州基準と指標－PEC&I (PEFC 評議会参考文書 C) : 1998 年 6 月に第三回ヨーロッパ森林保護閣僚会議リスボン会議で決議 L12 (持続可能な森林経営のための汎ヨーロッパ基準、指標、および、運用レベル指標の付属文書 1 として採択された。 (<http://www.mcpfe.org>))
  - (2) 持続可能な森林管理のための汎欧州施業ガイドライン－PEOLG (PEFC 評議会参考文書 B) : 1998 年 6 月に第三回ヨーロッパ森林保護閣僚会議リスボン会議で決議 L12 (持続可能な森林経営のための汎欧州基準、指標、および、運用レベル指標 の付属文書 2 として採択された。 (<http://www.mcpfe.org>))
  - (3) 国際労働機関により採択された基本的な ILO 条約 (PEFC 評議会参考文書 D)。 ([www.ilo.org](http://www.ilo.org))
  - (4) ILO 倫理規定: 林業労働の安全と健康。9 月 23 日－30 日にジュネーブで開催された専門家会議で採択。(1998 年発行、ILO ジュネーブ国際労働オフィス、ISBN92-2-110826-0)
  - (5) 生物多様性条約 : 1992 年 6 月 5 日のリオデジャネイロ国連環境開発会議にて採択。 (<http://www.biodiv.org/convention/articles.asp>)
  - (6) 京都議定書とカーボンシンク: 気候変動に関する国際連合枠組条約第三回締約国京都会議にて 1997 年 12 月 11 日に採択。 (<http://www.unfccc.int/>)
  - (7) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(CITES) : 1973 年 3 月 3 日、アメリカ合衆国ワシントン DC にて 80 カ国の参加の下に開催、採択され、1975 年 7 月 1 日に発効した。 (<http://www.cites.org/eng/disc/text.shtml>)

- (8) バイオセーフティー議定書（バイオセーフティーに関するカルタヘナ議定書）：2000年1月29日に生物多様性条約に関する締約国会議にて同条約の補足合意として採択。<http://www.biodiv.org/biosafety/protocol.asp>
- (9) アフリカ熱帯天然森林の持続可能な管理のための ATO/ITTO 原則、基準、及び、指標
- (10) 熱帯天然森林の持続可能な管理のための ITTO ガイドライン：1992年に ITTO により採択。  
<http://www.itto.or.jp>
- (11) 熱帯生産森林における生物学的多様性の保全および適切な使用に関する ITTO/IUCN ガイドライン：2009年に ITTO/IUCN により採択。<http://www.itto.or.jp>
- (12) 熱帯植林森林の開設と適切な管理のための ITTO ガイドライン：1993年に ITTO により採択。  
<http://www.itto.or.jp>